平成２１年（フ）第１０号
北海道天塩郡豊富町字豊富大通１丁目
債務者　金内　奈美（旧姓姉崎）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２１年（フ）第１１０号
岩手県一関市山目町１丁目10番２号、前住所岩手県盛岡市箱清水２丁目７番14号　コーポ風林203号
債務者　佐々木　誠
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１４９号
埼玉県東松山市新宿町15番地９　セザール東松山501
債務者　鈴木　　芳
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１６９号
埼玉県東松山市若松町２丁目16番４号
債務者　福島文美枝
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２７１号
埼玉県熊谷市別府５丁目123番地
債務者　岡﨑　　厚
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２７４号
埼玉県熊谷市別府５丁目123番地
債務者　武智　榮子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１１４号
千葉県山武市草深292番地
債務者　作田　由美
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１１６号
千葉県匝瑳市吉田3719番地
債務者　熱田　信之
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１２３号
千葉県山武市白幡1981番地　山武市営白幡住宅A11棟７号
債務者　椎名　京子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第４０９号
神奈川県厚木市三田南１丁目５番10号
債務者　西野　和夫
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４１１号
神奈川県平塚市大神2648―２、住民票上の住所静岡県沼津市八幡町86番地の１シティハイムカキシマ205号
債務者　門田　光代
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４２３号
神奈川県厚木市みはる野２丁目28番４号
債務者　仁藤　香織
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４３１号
神奈川県南足柄市関本486番地　市営広町住宅184
債務者　高木　　薫
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４４５号
神奈川県伊勢原市石田1464番地の１　石田コーポ107号
債務者　福島千恵美
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４４７号
神奈川県足柄下郡湯河原町中央１丁目６番地16
債務者　鶴井美千代（旧姓橋爪）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３１９号
新潟市中央区関屋大川前２丁目10番15号　リビエール関屋201号
債務者　斎藤たか子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３０号
新潟市秋葉区新津本町４丁目15番40号
債務者　大原　七郎
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
新潟地方裁判所民事部